

資料の見方

第1 調査対象及び期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）を適用している事業及び法を適用していない事業（地方財政法施行令第46条に掲げる事業並びに観光地駐車場以外の駐車場整備事業、介護サービス事業）について、平成25年度の決算及び業務状況等を調査したものである。

第2 施設及び業務概要

平成26年3月31日現在のものであり、平成25年度における実績である。

第3 集計の方法及び用語の定義

1 計数の表記

(1) 単位の表記について

第1編に記載する数値、金額の単位については、各表ごとにその単位を記載している。

第2編に関しては、特にことわりの無い限り、千円単位で記載している。

(2) 端数処理について

各項目の数値は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳は合計と一致しない場合がある。

2 法適用事業（法の規定の全部又は一部を適用している事業）

(1) 財務諸表等

ア 項目区分は、地方公営企業法施行規則に定める勘定科目に準拠した。

イ 貸借対照表（22表）は、次の区分により集計を行った。

(ア) 「不良債務」とは、流動負債の額が流動資産の額（翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を除く。）を超える額である。

(イ) 「実質資金不足額」とは、不良債務から当該決算期日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設又は改良に要する経費に係るもののうちその支払に充てるため翌年度において地方債を起こすこととしているものの額を控除した額である。

(ウ) 「当年度未処理欠損金」とは、累積欠損金のことである。

ウ 資本的収支に関する調（23表）は、次の区分により集計を行った。

(ア) 「翌年度へ繰り越される支出の財源充当額」は、当該年度の資本的収入額のうち、当該年度において事業が完了しない等の理由により当該収入額を充当すべき支出が、翌年度へ繰り越された場合の翌年度支出額に対する充当額である。

(イ) 「前年度同意等債で今年度収入分」は、前年度同意等債で今年度収入したもののうち、前年度において支出予算執行済みとした建設改良費で未払いとしたものの財源に充てた企業債の額である。

(ウ) 「資本的収入額が資本的支出額に不足する額」（差引不足額）の算出は、資本的収入額から「翌年度へ繰り越される支出の財源充当額」及び「前年度同意等債で今年度収入分」を控除した額が資本的支出額に不足する場合の額のみを集計したものである。

したがって、全事業についての単純な資本収支差引とは一致しない。

(エ) 「補てん財源」とは、(ウ) の「資本的収入額が資本的支出額に不足する額」を補てんするため充てた過年度及び当年度分損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分額、当年度利益剰余金処分額、繰越工事資金等の合計額である。

エ 費用構成表（21表）における職員給与費の「基本給」とは、給料、扶養手当及び地域手当の合計額である。

才 職種別給与に関する調(25表)における年間延職員数とは、年度中の毎月末において在職した職員の合計である。また、給与費の「基本給」とは、前述の費用構成表(21表)と同じ。

(2) 経営分析

各分析比率の算出方法及び用語の解説は、次のとおりである。

ア 事業共通

(7) 収益性(収支の状況)に関する指標

$$\textcircled{1} \text{ 経常収支比率(%) = } \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

料金収入などの営業収益と補助金・繰入金などの営業外収益の合計である経常収益で、職員給与費・減価償却費などの営業費用と支払利息などの営業外費用の合計である経常費用の支払いをどの程度賄っているかを示す。

建設改良に伴う企業債残高が多い企業の場合、支払利息がかさみ、この比率が悪化する傾向にある。

$$\textcircled{2} \text{ 営業収支比率(%) = } \frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$$

主たる事業からの料金収入などの営業収益で、通常の事業活動で支出される職員給与費、維持管理費などの営業費用をどの程度賄っているかを示す。

この比率が100%を下回っている場合は、100円の収益をあげるために100円以上の経費をかけていることになり、事業の継続性の観点からは極めて深刻な事態にあるといえる。

$$\textcircled{3} \text{ 累積欠損金比率(%) = } \frac{\text{累積欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

収入面からみた事業規模と比較した累積欠損の割合を見るものである。累積欠損が発生していてもこの比率が低ければ、早期に累積欠損が解消されることもあるが、欠損額は少なくとも、この比率が高い場合には、営業努力だけでは累積欠損の解消が困難となることもある。

$$\textcircled{4} \text{ 不良債務比率(%) = } \frac{\text{※不良債務額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

※不良債務額 = 流動負債 - (流動資産 - 翌年度繰越財源)

不良債務の営業収益に対する割合を示す。不良債務は、欠損の計上や企業債元金の償還などによる資金不足によって発生することから、不良債務の解消は、基本的には事業活動の結果である利益の確保によることになる。

したがって、この比率が高い、すなわち収入規模と比較して不良債務が多額な事業の場合、不良債務の解消には一段と厳しい経営努力が求められる。

$$\textcircled{5} \text{ 実質資金不足額 比率(%) = } \frac{\text{※不良債務額} - \text{許可済企業債のうち未借入又は未発行の額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

※不良債務額 = 流動負債 - (流動資産 - 翌年度繰越財源)

許可済企業債のうち未借入又は未発行のものについては、年度末では起債が実行されていないものの、確実に資金調達できるものであることから、未借入又は未発行の企業債がある場合には、資金不足の指標として、この比率がより正確な実態を表している。

(イ) 資産の状態に関する指標

$$\textcircled{1} \quad \text{企業債元金償還金} = \frac{\text{建設改良のための企業債元金償還金}}{\text{対減価償却額比率(%)}} \times 100$$

企業債の償還財源としての減価償却費の割合（の逆数）を示す。減価償却費は資金の支払を伴わない帳簿上の費用であるため、減価償却費見合いの資金は、通常企業内部に留保される資金となる。このため、一般的には、この割合が低いほど資金的に余裕があるといえる。

しかし、欠損を計上している事業にあっては、欠損分の資金が外部に流出しているため、実際の償還財源としては、純利益（純損失）と減価償却費とを合わせて考えることが必要である。

(ウ) 財務比率に関する指標

$$\textcircled{1} \quad \text{自己資本構成比率 \%} = \frac{\text{自己資本金} + \text{剰余金}}{\text{負債資本合計}} \times 100$$

建設改良などのために行った資金調達に占める、組入資本金や補助金、未処分利益剰余金など返済の必要のない自己資本による調達の割合を示す。

一般に地方公営企業が行う投資の回収には長期間を要するので、この比率が高いほど経営が安定していると言える。

$$\textcircled{2} \quad \text{固定資産対長期資本比率 \%} = \frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{固定負債} + \text{剰余金}} \times 100$$

固定資産購入の調達財源に占める長期の安定した資金である自己資本、借入資本金（企業債）及び固定負債の合計の割合を示す。この比率が低いほど、資金面で安定した経営と言える。

地方公営企業の場合、建設改良など固定資産への投資の財源は、企業債等長期の安定した資金を充てている。したがって、この比率が100%を超えており、企業債等借入資本の償還額を上回るキャッシュフロー（当期純利益+減価償却費）を得ていないことになる。

この場合の資金不足分は、一時借入金などによって賄われることになり、不良債務（後述）の発生原因となる。

$$\textcircled{3} \quad \text{流動比率 \%} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

一時借入金、未払金など1年内に返済する必要のある債務（流動負債）に対する、支払財源としての現金のほか、預金など現金化の容易な資産（流動資産）の割合を示す。

一般的に、この比率は100%以上であることが望ましいといわれており、これが100%を下回る場合に不良債務が発生し、資金繰りが悪化している状態を表す。

(エ) 費用に関する指標

次の①～④の比率は、いずれも固定（費）的な性格の強い支払項目の料金収入に対する割合を示している。したがって、この比率が高いほど収益性の観点からは厳しい事業経営を行っていると考える

ことができる。また、①～④の比率が高い場合は、これまでの建設改良に見合うだけの十分な収入を得ていないことがいえる。

$$\textcircled{1} \text{ 企業債元金償還金対料金収入比率 (\%)} = \frac{\text{建設改良のための企業債元金償還金}}{\text{料金収入}} \times 100$$

$$\textcircled{2} \text{ 企業債利息対料金収入比率 (\%)} = \frac{\text{建設改良のための企業債利息}}{\text{料金収入}} \times 100$$

$$\textcircled{3} \text{ 企業債元利償還金対料金収入比率 (\%)} = \frac{\text{建設改良のための企業債元利償還金}}{\text{料金収入}} \times 100$$

$$\textcircled{4} \text{ 職員給与費対料金収入比率 (\%)} = \frac{\text{職員給与費 (特別損失のうちの職員給与費を含む)}}{\text{料金収入}} \times 100$$

イ 水道事業（上水道事業及び簡易水道事業）

（7）業務の概況

$$\textcircled{1} \text{ 普及率 (\%)} = \frac{\text{現在給水人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100 \text{ 及び} \frac{\text{現在給水人口}}{\text{計画給水人口}} \times 100$$

（1）施設の効率性（稼働・利用状況）に関する指標

$$\textcircled{1} \text{ 施設利用率 (\%)} = \frac{\text{1日平均配水量}}{\text{1日配水能力}} \times 100$$

配水能力に対して、実際にはどの程度配水しているかを示す。施設の利用状況を示す指標として、最も一般的なものであり、この比率が高いほど施設の利用効率は高い。

しかし水需要は、季節あるいは1日のうちにおいても、ピーク・オフピーク時の需要量の変動が大きく、公共サービスとしては最大需要に適応できるよう整備しなければならない事情にあることから、施設の利用度や適正規模を見るためには、この指標とともに、次の②、③をあわせて検討する必要がある。

なお、「施設利用率 = 負荷率 × 最大稼働率」という関係にある。

$$\textcircled{2} \text{ 負荷率 (\%)} = \frac{\text{1日平均配水量}}{\text{1日最大配水量}} \times 100$$

年間で配水量が最大の日の配水量に対する年平均の配水量の割合であり、ピーク・オフピーク時の需要量の差が少ないほどこの比率は高くなる。また、この比率が高いほど施設利用率は高まることがある。

$$③ \text{ 最大稼働率(%)} = \frac{\text{1日最大配水量}}{\text{1日配水能力}} \times 100$$

配水能力に対する実際の1日の最大配水量の割合である。この比率が極端に低い場合は、設備に対する過大投資の懸念がある。逆に、この比率が100%に近い場合には、ピーク時における供給確保のための設備の拡充などについて検討する必要がある。

$$④ \text{ 配水管使用効率 (1m当たりm³)} = \frac{\text{年間総配水量}}{\text{導送配水管延長}}$$

導送配水管の使用効率を示す。この比率が高いほど、1m当たりの給水収益が多くなり、投資効率が高いことを示している。

$$⑤ \text{ 有収率(%)} = \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$$

配水量に対して料金として回収される水量（有収水量）の割合を示す。施設利用率が高くても、この比率が低い場合は、施設の効率的な利用が図られていると言え難い。

この比率が低くなる原因として、配給水管からの漏水、メーターの性能の悪化などが考えられるので、配給水管の整備による漏水の防止、不感メーターの取り替えなどにより有収率の改善を図る必要がある。

(ウ) 生産性（職員数と事業の状況との関係）に関する指標

次の①～③の比率は、いわゆる労働生産性をみる指標である。

$$① \text{ 職員1人当たり給水人口(人)} = \frac{\text{現在給水人口}}{\text{損益勘定所属職員数}}$$

$$② \text{ 職員1人当たり有収水量(m³)} = \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{損益勘定所属職員数}}$$

$$③ \text{ 職員1人当たり営業収益(千円)} = \frac{\text{営業収益}}{\text{損益勘定所属職員数}}$$

(イ) 料金に関する指標

次の①、②の比率は、水の供給1m³当たりの収入と費用を示す。供給単価が給水原価を上回ることが収益確保の条件となるが、給水原価には設備投資に係る支払利息が含まれるため、投資規模に見合う給水収益を得ることができない場合は、供給単価が給水原価を下回ることもある。

$$① \text{ 供給単価 (1 m}^3 \text{当たり円・銭)} = \frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}}$$

$$② \text{ 給水原価 (1 m}^3 \text{当たり円・銭)} = \frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{附帯事業費} + \text{材料及び不用品売却原価})}{\text{年間総有収水量}}$$

ウ 病院事業

(7) 業務の概況

$$① \text{ 外来入院患者比率 (\%)} = \frac{\text{年延外来患者数}}{\text{年延入院患者数}} \times 100$$

(1) 収益性（収支の状況）に関する指標

$$① \text{ 患者 1 人 1 日当たり診療収入 (入院) (円)} = \frac{\text{入院収益}}{\text{年延入院患者数}}$$

$$(外来) (円) = \frac{\text{外来収益}}{\text{年延外来患者数}}$$

$$② \text{ 職員 1 人 1 日当たり診療収入 (円)} = \frac{\text{入院+外来収益}}{\text{年延職員数}}$$

$$③ \text{ 診療収入に対する薬品収入の割合 (\%)} = \frac{\text{薬品収入}}{\text{入院+外来収益}} \times 100$$

$$\text{検査収入の割合 (\%)} = \frac{\text{検査収入}}{\text{入院+外来収益}} \times 100$$

$$\text{放射線収入の割合 (\%)} = \frac{\text{放射線収入}}{\text{入院+外来収益}} \times 100$$

$$④ \text{ 患者 100 人当たり検査件数 (件)} = \frac{\text{検査件数}}{\text{年延入院+外来患者数}} \times 100$$

$$\text{放射線検査件数 (件)} = \frac{\text{放射線検査件数}}{\text{年延入院+外来患者数}} \times 100$$

(ウ) 生産性（職員数と事業の状況との関係）に関する指標

$$\textcircled{1} \text{ 職員 1 人 1 日当たり患者数 (人)} = \frac{\text{年延入院+外来患者数}}{\text{年延職員数}}$$

$$\text{入院患者数 (人)} = \frac{\text{年延入院患者数}}{\text{年延職員数}}$$

$$\text{外来患者数 (人)} = \frac{\text{年延外来患者数}}{\text{年延職員数}}$$

$$\textcircled{2} \text{ 病床100床当たり職員数 (人)} = \frac{\text{年度末職員数}}{\text{年度末病床数}} \times 100$$

(イ) 費用に関する指標

$$\textcircled{1} \text{ 患者 1 人 1 日当たり薬品費 (投薬分) (円)} = \frac{\text{薬品費}}{\text{年延入院+外来患者数}}$$

$$(\text{注射分}) (\text{円}) = \frac{\text{薬品費}}{\text{年延入院+外来患者数}}$$

$$\textcircled{2} \text{ 入院患者 1 人 1 日当たり給食材料費 (円)} = \frac{\text{患者用給食材料費}}{\text{年延入院患者数}}$$

$$\textcircled{3} \text{ 薬品使用効率 (投薬分) (%) } = \frac{\text{薬品収入 (投薬分)}}{\text{投薬薬品費}} \times 100$$

$$(\text{注射分}) (%) = \frac{\text{薬品収入 (注射分)}}{\text{注射薬品費}} \times 100$$

$$\textcircled{4} \text{ 医業収益に対する職員給与費の割合 (%) } = \frac{\text{職員給与費}}{\text{医業収益}} \times 100$$

$$\text{医療材料費の割合 (%) } = \frac{\text{医療材料費}}{\text{医業収益}} \times 100$$

3 法非適用事業（法の規定を適用していない事業）

「施設及び業務概況に関する調」は、平成26年3月31日現在の数値である。

それ以外の調査表については、平成25年度出納閉鎖期日（平成26年5月31日）現在の数値を、法適用事業に準じて作成したものである。

4 想定企業会計

従前は公営企業会計として特別会計を設置していたが、現在これを廃止し、一般会計等において精算及び地方債の償還を行っている場合等においては、これに係る一切の収支は一般会計から分別して、当該事業に係る公営企業会計が設けられているものとして想定し、当該想定企業会計で経理されたものとして取り扱う。

第4 その他

各項目の表は、過去5年間の表記を基本としているが、それ以前からの推移を見る場合にあっては当該年度から通年で表記している。

また、各表中の数値が「0」の場合は、特にことわりの無い限り、「-」で表記している。